

大阪市立桜宮高等学校と尼崎市立尼崎高等学校との友好連携に関する協定書

大阪市立桜宮高等学校（以下「甲」という。）と尼崎市立尼崎高等学校（以下「乙」という。）は、相互の信頼と尊敬を礎として、次のとおり友好連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、互いの学校の特色を活かし、高等学校教育の充実及び発展のため、交流を通じて相互に協力し、互いの理解と連携を深めるとともに、市民（地域）が誇る高等学校となることに寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 生徒の交流に関する事
- (2) 教職員の交流・研修に関する事
- (3) 教育及び研究（共同研究を含む。）活動に関する事
- (4) 生徒の実施する社会貢献活動に関する事
- (5) その他甲及び乙が必要であると認める活動に関する事

（連携方法）

第3条 甲及び乙は、前条の連携・協力事項を推進するため、連携窓口を設置し、必要な連絡調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、教職員の交流・研修における派遣及び受入れ並びに施設・設備の利用等について、業務に支障のない範囲において、相互に便宜を図るものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、第2条の連携・協力事項の推進にあたり、相手方から知り得た情報について、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の了解を得た場合については、この限りではない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による別段の申出がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項を定める必要が生じたとき、又は、この協定に定める事項を変更しようとするときは、双方協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和2年12月22日

甲

大阪市都島区毛馬町5丁目22番28号
大阪市立桜宮高等学校

校 長 _____

乙

尼崎市上ノ島町1丁目38番1号
尼崎市立尼崎高等学校

校 長 _____